



第 22 期第 18 回 静岡海区漁業調整委員会 議事録



令和 5 年 7 月 21 日

第 22 期 第 18 回 静岡海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和 5 年 7 月 21 日（金） 午後 2 時から

2 場 所 静岡県庁東館 16 階 OA 研修室（静岡市葵区追手町 9－6）

3 議 題

(1) 報告事項

資源管理の状況等の報告について

(2) 諮問事項

ア 漁業権を免許すべき者の決定について（共同・区画・定置）

イ 棒受網漁業及びさばすくい網漁業の許可及び起業の認可について

(3) 協議事項

ア 棒受網漁業及びさばすくい網漁業の許可及び起業の認可に関する取扱要領について

イ 一都三県連合海区漁業調整委員会の出席者について

ウ シラスウナギ採捕の知事許可漁業への移行に係る事前協議について

(4) その他

次回開催日程について

4 出席者氏名

委 員	鈴木 精	西原 忠	橋ヶ谷善彦	日吉 直人
	内山 希人	高田 充朗	金指 治幸	渡邊 俊了
	鈴木 伸洋	田口さつき	安間 英雄	眞鍋 淳子
	三浦 綾子	影山 佳之		
欠席委員	原 剛	李 銀姫		
水産・海洋局	山下 啓道	吉野 晃博		
水産資源課	松山 創	永倉 靖大	椀 亮介	
事 務 局	伊藤 円	池谷 得維	松浦 玲子	市川 稜

○伊藤事務局長

ただいまから、第22期第18回静岡海区漁業調整委員会を開催させていただきます。本日の会議は、議決権のある委員15名中8名以上の出席により、本委員会は成立していることを御報告させていただきます。本日は、原委員、李委員が欠席のほか、事務局の松浦、市川がWebからの参加となりますので御承知願います。

なお、会議及び議事録については、漁業法の規定により、会議は公開、議事録はインターネット等で公表することになっております。ここで、事務局から会場の注意事項について、説明いたします。

○池谷主幹

事務局の池谷です。先ず、こちらの会場についてですが、飲食可能となっております。水分等補給される際は、水こぼしには十分気をつけていただきますようお願いいたします。

○伊藤事務局長

委員会の開催にあたりまして、すでに御存知の方もいらっしゃると思いますが、このたび水産・海洋局の人事異動がございましたので、御紹介させていただきます。

まず、水産振興課の山下課長が、新たに水産・海洋局長に着任され、水産・海洋局長兼水産振興課長となりました。では、山下局長から一言御挨拶をお願いします。

○山下局長

皆さんこんにちは。山下と申します。4月から水産振興課の方に着任しまして、それまでは地域産業課というところで、伝統工芸ですとか日本酒の振興というものをやっておりました。私も県庁に入って30数年ほどになりまして、これまでも色々な委員会の事務局をさせていただきましたが、海区の委員会というのは、議会の同意を経てやる委員会ということで、様々な形の指揮権の中で本日参加させていただいていると思っております。

水産資源課の仕事は専門的な部分が多く、まだまだ不勉強だとは思いますが、一生懸命やりたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○伊藤事務局長

山下局長、ありがとうございました。

続きまして、農林水産省から、新たに吉野水産・海洋統括

官が着任されました。吉野統括官、一言お願いします。

○吉野統括官

皆様はじめまして、吉野と申します。今までは、農林水産省の経営政策課というところで地域の話し合いを担当する部署にいました。

今般、静岡県の方に来させていただきまして、地域の人のところをしっかりと見させていただきながら、任をしっかりと務めさせていただきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいいたします。

○伊藤事務局長

吉野統括官、ありがとうございました。

なお、板橋前水産・海洋局長におかれましては、7月18日付けで農林水産省に帰任され、現在は、農林水産省 大臣官房 広報評価課 課長補佐に着任されております。農水省の3階に部屋があります。人事紹介は以上となります。

それでは、ただいまから、議事に入らせていただきます。鈴木会長、よろしくお願いいいたします。

○鈴木会長

山下局長、吉野統括官どうぞよろしくお願いいいたします。

皆さん、本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

それでは議事に入ります前に、今回も漁業者委員の皆様から、最近の漁模様について、簡単に結構ですのでお聞かせ願えればと思います。はじめに、御自身の所属とお名前を述べてから御発言いただきたいと思います。

それでは私からです。毎回、寂しい話の報告しかできなくて、今回、何か少しでも明るい話がないかと探ったところ、台風が来ましたが、その時期に、うちの方の漁業者の方から、天草を採捕するために、潜水の許可をとということで、職員の皆様に、早めに認可していただいたおかげで、これまでにテングサが生草で5.8トン獲れました。前年度は、期間内で3.5トンでしたので、大幅に数量を超えております。まだまだ天気が続く限り、量は増えていくと思います。これが唯一の明るい話題です。以上です。

それでは、西原委員からお願いします。

○西原委員

南駿河湾の西原です。私のところは、6月の台風2号、3号以降、大雨、流木、急潮がずっと続いておまして、海水の方がやっこの頃、透明度が増してきた状態ですが、逆に魚がいなくなる一方で、一本釣りのカツオは全然だめでもう出ません。金州海域も2ノット、3ノットの急潮で、漁にならない状態です。唯一、シラスの2艘引きが1日出ては、2日休みのパターンで漁を続けております。今朝も5万から6万少しの値段ですので、金額で持っているのはあまり嬉しい話ではないですが、現状そういう状態です。

蛇行のせいなのか、どこも潮が速い。瀬尻とか一本釣りの人は漁にならないくらいの急潮で、時には、3ノット、4ノットくらいで、何もできないという状態で、この頃は、出ない船も見受けられます。どんどん軽油も上がっておりますので、それが唯一の悩みの種です。以上です。

○橋ヶ谷委員

小川漁協の橋ヶ谷です。サバの棒受け、たもすくいですが、報告できるものがありません。伊豆諸島の大島、利島海域をやっていたのですが、ほとんど採算の取れるような漁が無くて、その後、1週間から10日間くらい南西の風が吹いたので、出漁を見合わせていて、先日、調査を兼ねて、餌を2日分持って、乗組員も飲料を2日分持って出かけたんですけども、やっぱりだめでした。その後、1日目でエンジンが故障しまして、戻ってきました。先程、1時間前にやっと修理が終わりました。明日あたりに試運転をした後に、出漁を考えておりますが、どこにどう行こうか、船頭が頭を悩ませております。

○高田委員

いとうの高田です。漁の状況は、キンメがあまりよくなくて、今までいたメジ、キハダもあまり良くない状況で、魚も小型化しています。採貝の方は、1日地元の仲間が潜ったら、サザエが100キロくらい獲れてきて、やっこの状況が明るくなったと思ったんですが、そのサザエが大きくて、小さいサザエが見えていないので、来年、再来年と減少してちょっと厳しいのかなという状況です。

あとは、キンメができないので、沖の方まで行って、潮がたるんできるところを探しては、よもせをやるんですが、やは

りあまり状況はよくないです。以上です。

○金指委員

沼津の内浦漁協の金指です。中型まき網ですが、6月は石廊崎沖を3日間操業できたのですが、1日しか操業できず、そこがまったく獲れませんでした。6月が瀬で、昨年ほどではないんですが、多少サバが獲れて、相場がよかったので何とか半期はよかったですのですが、7月は先ほど、橋ヶ谷さんが言われたとおり、南西の風で、うちの方では、「流しの小便75日」と言いますが、あの風が吹きますと75日間吹き続けると昔からの言われがあるんですけども、本当に10日間以上出漁できませんでした。この間、御前崎で潮流が速い中、サバが15トンから20トンくらい明かり船に付いたので、投網してみたのですが、案の定、大破網しまして、2、3日修理にかかって、この暑さですので、作業がなかなか進まず、昨日まで休んで、ようやく直ったので、明日からどうかという感じで、出るつもりでおります。

あと小型は、ちょうど内浦湾のすぐ沿岸なんですけど、コビライワシを毎日20トン以上獲ってて、それは小型としては、なかなか魚価も良くて、十分にやっつけていけるかなという状況です。以上です。

○内山委員

浜名の内山です。遠州灘のシラスなんですけど、6月は良くて、舞阪港で、1,000ボア前後の水揚げが2日か3日ありまして、何とか単価も良かったのですから、良かったなという感じだったのですが、今月に入ってから、数量が少ないんでしょうか、だんだん獲れ高が悪くなりまして、また霧が発生することが多いものですから、出れなかったり、出れても漁をやらずに帰ってくる時もあるものですから、なかなかうまくいかない状況です。

それから、浜名湖のアサリの水揚げなんですけど、獲れる本数を22キロを2本で制限しまして、資源の保護を考えているのですが、何とか2本獲ってこれるような状態です。

あとは、今後のシラス漁がどんな浮き沈みがあるか分かりませんが、それを期待する状態です。

○渡邊委員

浜名の渡邊です。先月の2日、3日にかけて、大雨が降っ

た関係で、カツオは全然だめで、それでも週が明けて8日に200キロ釣ってきた船もあったのですが、次の日に行ったら、10匹から悪い船だと1桁で、もう先月の半ば過ぎから全然だめな状態で、自分はもうカツオは出ません。

先月の半ば過ぎから、ビゼンクラゲが網にかかるものから、刺網も全然行ってなくて今月に入ってから、行ってくれば、コチは掛かります。ですが、ワタリガニが全然少なくて、良い船でも15キロくらいしかない。それでもキロ単価が良くて、良いやつだと4,500円くらいで、その下も4,200、4,300円くらいしている状態です。全然浜名湖の中にカニがいないような状態ですから、この値段になるんですけども、ちょっと例年になく全然カニがいないような状態です。以上です。

○鈴木会長

皆様、ありがとうございました。

今日から下田では、カジキのトロリング大会が始まるわけですが、地元の漁業者が言うには、天気も潮の流れもそこそこで良いんだけど、その海域にサバとかイワシが回っていないものですから、今年は釣れ高はどうだろうと。そういう海域でも魚が少なくなっているのが現状です。

それでは、本日の議事録署名人を、西原委員と田口委員に願います。今回も、1時間に1回程度、休憩時間を確保することとし、時間が来たら、その後の区切りの良いところで、10分程度の休憩を取ります。委員の皆様におかれましては、円滑な議事進行に協力いただきたいことをお願いして議事に入りたいと思います。

それでは最初に、議題の1 報告事項 資源管理の状況等の報告について、事務局から説明をお願いします。

○樫技師

水産資源課の樫です。座って説明させていただきます。

資料1をご覧ください。資源管理の状況等の報告について説明いたします。

こちらは前回の海区の報告事項で説明したものの追加事項になります。この報告は、漁業権を免許する上で、漁場を適切かつ有効に利用しているかの評価対象の一部になります。

資料1 ページ目の1の制度の当制度の内容・趣旨、2の報告内容については、前回も説明したので省略いたします。

3の今回の報告ですが、前回海区時点で未報告であった漁業権者1者より資源管理の状況等の報告があったため、その結果をとりまとめました。

報告の内容ですが、資料3 ページから11 ページまでに添付しております。前回の海区と同じ形式になりますので説明は省略させていただきます。今回、追加で報告のあった内容は、5 ページの共第13号の太枠で囲ったものになります。こちらの内容を精査した結果、漁場を適切に有効していると判断されたため、表の一番左の欄に○と記載しております。

それでは、資料1 ページにお戻りください。

4の知事の報告についてです。今回の追加の報告を含め、漁業権者からの報告内容を精査し、内容が適切であると判断されたため、当該報告にかかる知事の意見を海区会長あてに報告します。報告の文書については、2 ページございますので、ご覧ください。

以上で、資源管理の状況についての報告を終わります。

○鈴木会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて漁業者委員と学識・中立委員の双方から御意見、御質問を伺いたいと思います。では、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

○各委員

異議なし。

○鈴木会長

ないようですので、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

○鈴木伸洋委員

ひとつよろしいでしょうか。内容については、承知しておりますが、資源管理の状況等の報告という報告の部分に関してですが、こういう簡素化した表現での報告も有りだとは思いますが。

ですが、例えば、同じような漁業権でやっている組合で表現が多少違っていたりしているので、それが悪いというわけではないんですけども、そこら辺の記載というか、報告に



関しては、漁業者が報告してくれた内容を記載していると思うのですけれども、もう少ししっかり書き込んで欲しいですね。

この目的は、新漁業法では、漁業者に資源管理を義務づけるように明確化したというのが大きいわけで、今までは、どっちかという知事とか与える権利のある人が資源管理をしなさいと、明記されていたんですけれども、漁業者は？ということは、必ずしも明記されなかったんですけれども、それが漁業者もちゃんと資源管理をしなければだよと明記された。そのために、漁業者は資源管理のためにこういうようなことを自分たちが一生懸命やっております。それが権限を与える側にとっても、資源管理に適している方法になってますねということで、それを合意的にある程度判断する場がこの委員会ということです。

そういうような意味でいうと、資源管理の状況等というこの報告が、あまりにも簡素化されているというのがひとつです。

それから、その他の部分についても、今言ったような趣旨でいうと、例えば、田子の浦漁協とか、清水漁協の用宗支所とかは、森林の植栽活動をやったりするんですけれども、こういうものをその他の中に組み込んで書くというような、積極的な活動をしているということを表現させる方が、我々からすると、本当にしっかりやっているねということになるでしょうし、こういう活動が、いわゆる資源を管理したり、保護したりすることにも重要につながるねという認識になると思うので、これはまあしょうがないですけれども、これからは毎年続けていくわけで、漁師さん側にもこういうことを盛り込んでいいよ、とかあるいは、こういうような資源管理において、積極的にやっていることについて、こういうところに書き入れてくださいというような、やっぱり報告を受ける側も、漁師さん側に言わないといけないと思うんですよね。

漁業権を取得する中で当然ではありますが、書類が同じように見えるんですよね。やっぱり今回のこの報告は、漁業権を取得するためのものであって、漁業者たちには、漁業権を得るために、資源管理をしっかりしていますという報告をし

てもらっているわけではないですか。そういう趣旨からいうと、もう少し工夫が必要でないかと思いました。

私もどういうものが良いのか分かりませんが、県の方として受ける側からも、漁師さんの方に、こういうような趣旨があるので、こういうようなことも含めて、盛り込んで下さいというような助言して欲しいんですね。そうすれば、もう少し活性化した、現実的なものになってくるでしょうし、この前の議論があったように、例えば漁業権を得るときにA、B、Cの3者がひとつのことを争うときに、こういうものが効いてくると思うんですよね。

より積極的に資源管理をしている漁業者だということが言えると思うので、私たち委員会側からすると、そういうことが分かるような表示にさせていただけると、ありがたいかなと思いました。

○権技師

貴重な御意見、ありがとうございます。

○鈴木会長

表現の仕方など、内容をもっと濃くということですね。

○鈴木伸洋委員

同じだと字面が全部同じになってしまいますよね。しかし、漁協によっても同じことなただけけれども、当然内容は違うわけであって、そういうような書き方が入ることが必要じゃないかなと思いました。

○鈴木会長

確かに、漁具の制限とか操業の制限等と書いてあるんだけど、その中身というとなんだらうという、全然分からないという中で、今後また、その辺が分かりやすい表現となるようにして欲しいと思います。

他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

御意見が出尽くしたようですので、このことについて、以上とします。

続きまして、議題の2 諮問事項のア 漁業権を免許すべき者の決定について、事務局から説明をお願いします。

○松山班長

水産資源課松山から説明させていただきます。

漁業権の免許をすべき者の決定について御説明いたします。

す。座って説明させていただきます。

まず、全体の流れから御説明しますので3ページをご覧ください。こちらは時間軸に基づく流れです。本日は下の7月の所、塗りつぶした部分に該当します。本年4月に本委員会にて公聴会を実施していただき、漁場計画案について答申をいただきました。その後、漁場計画を決定・公示し、県では免許説明会を実施、その後、1ヶ月間に亘り免許申請を受け付けました。

本日は、塗り潰し部分にあるように、県が漁業権を免許しようとする者について諮問させていただきます。

それでは、4ページ5ページを御覧ください。こちらは作業軸ベースの流れをお示ししています。まず、4ページ1の漁場の利用状況等の把握、こちらは漁業権者の責務に関する内容で、毎年実施しています。先ほど資料1に基づき樅から報告があった内容が含まれておりまして、先ほど海区会長にあてて知事から報告いたしましたように、現在の漁業権漁業については、いずれも適正に漁場が活用されていることが確認出来ています。

免許の手続きですが、5ページの中程、3免許手続の点線で囲んだ、今回諮問の部分をご覧ください。漁業法第69条に基づく免許申請があった内容について、本日の委員会では、「知事による審査」の下の四角で囲ってあります内容について御報告いたします。この結果、県が免許しようとする申請者について諮問をいたしますので、事前審査の報告内容を基に免許、不免許について御審議願います。

なお、本日の委員会で免許について答申をいただきますと、9月1日付けで免許、公報にて公示するという流れになります。

それでは、順番に説明していきますので1ページにお戻りください。1の漁業権免許取得にかかる申請状況です。令和5年5月12日静岡県告示第332号にて公表した海区漁場計画について、漁業法、以下、法と言います、第69条第1項の規定に基づき申請がありました。漁場計画では、共同漁業権の計画を20件、区画漁業権の計画を69件、定置漁業権の計画を15件立てており、申請はそれぞれの計画と同数でした。つまり、1つの計画に対し、2つ以上の申請はありません。

んでした。

漁業権免許申請一覧として申請者のリストを資料 10 ページから順に、共同、区画、定置漁業権の並びで添付してございます。団体漁業権である共同漁業権、こちらは 10 ページから 12 ページまでと、区画漁業権、こちらは 13 ページから 16 ページまでとなります。これらは現在の漁業権者が継続して申請をしております。17 ページに定置漁業権に関する申請者をお示ししております。一部、太枠で囲った部分がございますが、上から定第 2 号、8 号、一番下の 16 号については現在の被免許者からの申請は無く、新たな申請者によるものとなっています。また、新規に漁業権を設定した定第 14 号についても、申請者は 1 者のみでした。その他の漁場については現在の漁業権者による申請でございました。

それでは 1 ページにお戻りください。2 の知事による事前審査の結果について御説明します。免許の申請があったときは、法第 70 条に基づき、知事は海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないことになっております。

知事による事前審査の結果をこれから御説明します。まず、「免許をしない場合」にあるように、法第 71 条には以下の(1)から(4)までの 1 つでも該当する場合には漁業の免許をすることができないとされています。

まず、1 つ目は、申請者が法第 72 条に規定する適格性を有する者ではない場合、2 つ目は、漁場計画の内容と異なる申請があった場合、3 つ目は、その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがある場合。これについては、※印にあるように、できるだけ多くの人に免許を与えようという趣旨で、経営者に直接免許される定置漁業権で問題になりますが、先ほど説明したように 1 つの計画に 2 つ以上の申請はありませんでしたので、特に問題ないものと考えています。また、4 つ目は、免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき、です。(略) 以下の部分は(4)から続く内容になりますので割愛いたします。

なお、(2)から(4)までについては、提出された申請書を事前に県で審査しており、免許に該当する場合に当たるものは

ありませんでした。

それでは、残る(1)の申請者が適格性を有する者ではない場合についてですが、下の「適格性の審査」を御覧ください。こちらは法第72条に基づく審査になります。

適格性に関する法の条項を整理しました。漁業権は、漁協が組合員に行使させる団体漁業権と、経営者に直接免許される個別漁業権との2つに大きく分かれます。本県の漁場計画においては、団体漁業権は共同漁業権と区画漁業権が該当し、個別漁業権は定置漁業権のみとなります。これらの適格性を確認するための内容については法に基づきそれぞれ規定されております。詳細な確認内容については、後ほど御説明いたしますが、知事による事前審査では、適格性を有すると判断できました。

それでは一旦、6ページをおめくりいただけますでしょうか。既に何度か使用したことのあるこの図を使って、適格性の確認内容を御説明したいと存じます。

まず、1番上の免許をしない場合のうち、適格性に関する部分以外は、先ほど御説明したとおりです。次に適格性の審査です。1番左に共同漁業権と書かれた四角がありますが、そこからひとつ右の区画漁業権のうち団体漁業権、それから1番右の定置漁業権、の3つが今回の免許の対象となります。

それぞれにおいて、免許についての適格性で確認する内容が異なっておりまして、その内容を矢印の先の四角にお示ししています。いずれも申請書類から、それぞれの基準を満たすことが確認出来ております。なお、それら書類の提出状況につきましては、資料18ページから共同、区画、定置の順に添付してございますので御確認ください。

それでは、1ページにお戻りいただき、1番下にございます「知事による事前審査の結果」を御覧下さい。全ての申請者について、提出された申請書から法第71条（免許をしない場合）に該当しないことが判断できました。

また、知事が設定した全ての漁業権において申請はそれぞれ1者のみとなりました。これにより4月及び6月の海区で皆様に御協議いただいた「競願があった場合の審査基準」については、今回は使用いたしませんでした。御協議の際はありがとうございました。

以上より、漁業の免許を申請した全ての者に対し、法第 73 条の規定に基づき免許しても差し支えないと認められましたので、このことについて、下のⅡ、諮問事項にありますように法第 70 条の規定に基づき、諮問いたします。

なお、諮問文は 7 ページから 9 ページに添付したとおりです。以上、御審議の程よろしくお願いいたします。

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、長らくやっておりました漁業権免許についての話になります。皆様には、決定してよろしいかどうか、御審議いただきたいと存じます。

○鈴木会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

○各委員

異議なし。

○鈴木会長

では、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

○田口委員

ちょっとお聞きしたいんですけども、漁業権行使規則を認める時期は、どの時期になりますか。

○松浦主査

松浦から回答させていただきます。

行使規則を認可するタイミングは、行使規則自体は、今、同じ申請出してもらうタイミングでもらってはいるんですけども、今回これで、漁業権を免許する相手が決まるものですから、この後、知事が審査をしますということで、知事が認可をするという形で、免許と同じ 9 月 1 日付けで認可をいたします。

○田口委員

こだわってすみませんが、そもそも漁業権ができた成り立ちなんですけども、乱獲を抑えるために、漁業組合に行使規則を作って、自分たちで密漁とか乱獲を監視しましょうねということで、行使規則は漁協の肝に当たる、漁協の法律に当たるところなのです。そこはすごく大事なところなので、

これからも大切にしていかなければいけない部分です。例えば、資源の状況に合わせて、規約の条文を見直すとか、書きぶりを強めにするとか、あるいは緩めるとか、そういうのは柔軟に適応しなきゃいけないなと思っております。

それから、今回の漁業権に関しては、行使料というのを行使規則内に明記しなければならないという新しい事務が発生しているので、そこら辺も気になって、ちょっと質問させていただきました。

○松浦主査

ありがとうございます。また、個別に細かなところをお話しさせていただきます。

○日吉委員

ちょっとお聞きしたいんですけども、今回の一斉更新の区画漁業権は、漁協がみんな免許を受けているが、定置漁業権の場合は、先ほども説明のあったように、うちの隣は、化粧品法人が直接免許を取ってやっていたり、その隣は三重の漁業会社が静岡県で網を張っていたりする。由比もそうなんですけれども。そういうある程度、漁業権はオープンである中で、静岡県の区画漁業権は、その浦々の漁協さんが管理をしていて、組合員さんにそれをうまくシェアしていれば問題ないんですけども、今回の改正漁業法にも関係することなんですけれども、本来だったら、たぶん漁業会社でも区画漁業権は、取れると思うんですけども、今回出ていなかったはどうしてなのかと思い、質問させていただきました。

○松浦主査

こちらについても、松浦から回答します。

今、日吉委員から御質問があった件につきましては、事前の要望調査の中で、単体の、例えば、経営体や企業さんから、こういうのをやりたいよというお話が無かったというのがひとつと、あと、従前のおり、今までのうちの県の養殖のスタイルっていうのは、漁協さんが免許を受けて、その場所の中を組合員さんが行使するというようなのが一番うまくいくねっていうパターンだったので、今回はそういった形で、全て団体漁業権として出しております。ただ、これが未来永劫、団体漁業権かという、そうでは無いので、また今後そういった事例があつて、相談があつてという中で、例え

ば漁協さんとうまく調整した上であれば、また個別とかもあり得るのかなと思っております。

今回は要望等も無かったということで、全部が団体漁業権となっております。以上です。

○鈴木会長

他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

特に御意見等がないようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○鈴木会長

ありがとうございました。それでは 議題の2 諮問事項のア 漁業権を免許すべき者の決定については、原案のとおり了承します。

続きまして、議題の2 諮問事項のイ 棒受網漁業及びサバすくい網漁業の許可及び起業の認可について と議題の3 協議事項のア 棒受網漁業及びサバすくい網漁業の許可及び起業の認可に関する取扱要領について、及び協議事項のイ 一都三県連合海区漁業調整委員会の出席者について でございますが、これらの議題は関連がございますので、一括して審議したいと思っております。事務局から説明をお願いします。

○松山班長

引き続き、水産資源課の松山より説明をいたします。資料3を御覧ください。棒受網漁業及びサバすくい網漁業の許可及び起業の認可について、諮問と協議の分を併せて御説明いたします。

まず、Iの経緯についてですけれども、棒受網漁業とサバすくい網漁業は、静岡県漁業調整規則第4条1項の(7)及び(9)に規定される知事許可漁業です。下の図を御覧ください。左側の棒受網漁業は、灯りやエサによって魚を海の表面に集め、四角い網を出して掬い上げる漁法です。一方、右側のサバすくい網漁業は、夜間、灯りやエサによって、同じように魚を船の近くに集め、タモですくいあげる漁法です。

いずれの漁業も静岡県から千葉県海面にできた漁場で操業していることから、各都県の取扱いや、許可できる隻数などの制限措置等について一都三県間で調整を図っています。



このため、通常の知事許可漁業は3年毎に更新しておりますが、これら2つの漁業は許可等に関する基本方針に則って、単年度許可としており、現行許可の有効期限は本年10月31日までとなっています。

取扱要領の制定及び告示までのスケジュールですが、6月28日に一都三県サバ漁業行政担当者会議を既に開催しております。次の漁期に向け、各県の取扱要領と制限措置等について調整を行いました。本日7月21日の委員会では、本県の海面における取扱要領等の内容について協議していただきます。また、告示の対象となる制限措置及び許可の有効期間並びに申請等の期間について答申をいただければ、来月、8月4日に千葉県で行われる予定の一都三県連合海区漁業調整委員会において、各海面における許認可の取扱いについて協議します。なお、こちらは協議となっておりますが、実際はお互いの要領や告示内容を共有する場であり、ここで大きな変更が無ければ、本日、答申していただいた内容で告示させていただく予定です。

なお、6月28日に行われました一都三県サバ漁業行政担当者会議においては、それぞれの都県で許可等の取扱は昨年と同じ予定でございました。

それでは、Ⅱの諮問・協議事項です。諮問・協議の流れになりますが、まず(1)の、本県海面での許可等に関する取扱要領について御協議いただきます。これが協議事項①となります。次に(2)にありますように、制限措置の内容、許可等を申請すべき期間、許可の有効期間、について諮問させていただきます。最後に、一枚めくっていただいて、2ページ一番上にあります、(3)一都三県連合海区に出席していただく委員について、協議事項の②としてご相談したいと思いません。

それでは、取扱要領の協議から御説明します。取扱要領は資料3ページから20ページまでとなりますが、先に1ページ目の資料を用いて御説明しますと、今漁期の<変更点>は、棒受網漁業及びサバすくい網漁業における、許可等を行うことができる船舶の最大隻数です。いずれの漁業も、昨年度の、この時期に定数計算を行った際は、起業の認可が1隻分あったのですが、その後、船が見つからず実質1減となっ

たことを反映して、静岡県船の最大許可隻数を1減にしております。そのほかは、お示ししてある項目の日付の時点修正となります。

それでは、それぞれの漁業の取扱要領の内容について説明いたします。資料3ページが取り扱い要領の表紙となります。一枚めくっていただき4ページを御覧下さい。本県海面における棒受網漁業の取扱要領です。最初の一文に記載しておりますが、総トン数5トン以上の船舶を使用して、棒受網漁業や次に説明するサバすくい網漁業を行うには、知事の許可等が必要になります。その取扱いについては、静岡県漁業調整規則及び知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の規定によるほか、この要領により取り扱います。

以下、変更か所に下線が引いてございます。

1の定義についてはお示ししているとおりです。2の制限措置を定めるにあたり考慮すべき事項については、(1)漁業種類は棒受網漁業、(2)のア、許可することが出来る船舶の最大隻数については全体及び本県の隻数が1減となるほか変更はありません。またイについても変更ございません。(3)の推進機関の馬力数、(4)の操業区域、(5)の漁業時期、(6)の漁業を営む者の資格、それから、次の5ページの3の条件、まで変更はありません。4の許可等を申請すべき期間、5の許可の有効期間については日付けの時点修正をしております。6の許可等の申請は変更無し、6ページに移っていただき、最後の附則については適用年度を更新しています。参考までに、本要領の変更点を7、8ページに新旧対照表として添付してございます。

次にサバすくい網漁業について御説明します。9ページが要領本文となります。こちらについても、1の定義についてはお示ししたとおりです。2の制限措置を定めるにあたり考慮すべき事項については、(1)漁業種類はサバすくい網漁業、(2)のア、許可することが出来る船舶の数及び船舶の総トン数については、アの許可出来る上限の総数及びウの都県別の許可の最大隻数、それから下のエにある総トン数25トン以上の許可の最大隻数について、10ページにありますように本県の隻数が1減となっています。これ以外については変更ございません。次の(3)の推進機関の馬力数、(4)の操

業区域、(5)の漁業時期、(6)の漁業を営む者の資格、それから、3の条件、まで変更はありません。

4の許可等を申請すべき期間、5の許可の有効期間については日付けの時点修正をしております。6の許可等の申請は変更無し、11ページに移っていただき、最後の附則については適用年度を更新しています。参考までに、本要領の変更点を12、13ページに新旧対照表を添付してございます。

協議事項の棒受網漁業及びサバすくい網漁業の取扱要領についての説明は以上です。

次に、諮問事項のうち、許認可隻数の上限について、説明させていただきます。

23ページに、県漁業調整規則の抜粋を添付しておりますが、当該漁業は規則第11条3項で、制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、あらかじめ海区漁業調整委員会の意見を聴くことになっています。また、いずれの漁業も静岡県から千葉県海面にできた漁場で操業していることから、各都県の取扱いや許可できる隻数について一都三県間で調整を図っているため、規則第15条2項にあるように3年より短い期間の許可についてもあらかじめ海区漁業調整委員会の意見をきくことになっています。

諮問の内容について御説明しますので14ページの表をご覧ください。こちらが、令和6年漁期における二つの漁業について、許可等を行うことができる船舶の最大隻数(案)の表です。この数値は先ほど御説明した要領に反映しておりますが、この値の根拠となるのが次の15ページの現在の許認可件数と今回の許認可の上限隻数(案)の表です。漁業種類ごとに各都県の現在の許認可上限、当初の実際の許認可隻数、現在の隻数、それから今回の許認可上限数の案、こちらは色がついている部分、を記載しています。

今回の許認可の上限隻数の案については従来と同じ方法で設定しています。15ページの表の下にある「算出方法」をご覧ください。まず、先に、下の棒受網漁業についてですが、7月末現在の隻数に階層移動船充当枠として5隻の枠を設けております。ただし、現在の許可隻数がゼロである東京都と神奈川県については現在の許認可上限数と同様の数としています。このうち、静岡県の許認可上限隻数の案が1年前と

比較してマイナス 1 隻、8 隻が 7 隻となっております。こちらは令和 4 年漁期の間に許認可数がマイナス 1 隻となったことを反映しています。

次にサバすくい網漁業について御説明します。引き続き 15 ページ下の算出方法を御覧ください。サバすくい網漁業では総トン数 25 トン以上 100 トン未満の船舶は、7 月末の隻数を許認可の上限隻数としております。本県の定数減の理由は先ほどと同様です。また、東京都と神奈川県については、現在の許認可上限数を引き続き今回の許認可上限数としています。

次に、総トン数 25 トン未満の船舶ですが、こちらは現在の許認可上限隻数を今回の許認可上限数として充てております。

こちらに記載されている許可等の隻数は、許可又は起業の認可をすることができる最大の隻数であり、新規で申請することが可能なように、多めに設定されていることから、実際の申請数と異なります。そのため、事前に県内及び他県に聞き取りを行い、実際の申請意思に基づく隻数を制限措置の項目として、「許可又は起業の認可をすべき船舶の数」に反映したものを告示します。

静岡海区会長あての知事の諮問文を 20 ページに、告示の案を、資料 21 から 22 ページにかけてお示ししています。21 ページを御覧ください。先に棒受網漁業について、次にサバすくい網漁業について、各都県と調整した制限措置の内容、それから許可又は起業の認可を申請すべき期間、許可の有効期間を記載しています。こちらの内容が今回の諮問の対象となります。

昨年度からの変更点は、サバすくい網漁業において静岡県船、これは 25 トン未満の船舶についてですが、こちらがマイナス 1 隻となったこと、それから許可を申請すべき期間、許可の有効期間について日付けの時点修正となります。

資料の 1 ページにお戻りください。Ⅱの諮問・協議事項の(2)を御覧ください。ただいま御説明した諮問内容について、許可の有効期間並びに制限措置及び申請期間を定めたいので貴委員会の意見を承知したく諮問いたします。御審議いただいた後、問題無い旨の答申をいただければ、資料 21 ペ

ージ 22 ページの内容で告示を行いたいと思います。

また、本日、御協議、そして御審議していただいた内容を 8/4 開催の一都三県連合海区にて関係都県に説明したいと思っています。

それでは、最後になりますが、冒頭にも申しましたように、連合海区に出席していただく委員の方 3 名について相談したいと思っています。

連合海区の開催通知を最後の 24 ページに添付してございます。こちら回答期限が過ぎておりますが、例年、会長とサバ漁業に詳しい委員の方をお願いしております。出席者については、昨年同様、会長の鈴木精委員、サバ漁業者である副会長の橋ヶ谷委員、そして、サバ漁業者が所属する、いとう漁協組合長である高田委員の 3 名を事務局の仮の案で回答しております。事務局案でよろしければ、一都三県連合海区の出席者は鈴木精会長、橋ヶ谷副会長、高田委員をお願いしたいと考えています。こちらにつきましても御協議願います。

説明については、以上でございます。御審議のほど、よろしく願います。

○伊藤事務局長

ただいま、説明がありましたが、皆様には、サバ漁業について、まず要領の内容、それから、告示内容について、御審議いただきたいと存じます。

○鈴木会長

ただいまの説明について、最初に漁業者委員から御意見等ありましたら願います。

○高田委員

制限措置と資料に書いてあるんですが、静岡県海面も東京都海面も灯火は 7 キロワットまでと書いてあるんですが、今の船だと違反している船は無いと思いますが、LED を使うことによって、明るさが変わるんですよ。

なぜこれを言うかという、最近、東京の島の方で、明かりをどうにかしてくださいという意見が届いています。

以前も違う場で LED を使い出したときに同じような話したことがあったんですけど、昔は船も多くて、夜だとその明かりで魚を集めるのでどんどん大きくしていったんです。今

は、船も少なくなって、魚も少ないので、そこまで明かりは  
いらんではないかと思えます。

島の者から見ると、サバ船だけではなく、イカ船も含めて、  
夜明かりを焚く船は、やはりそういうところでの、明かりと  
いう部分について、静岡県ももう少し考えた方が良くのでは  
ないでしょうか。

○橋ヶ谷委員

今、高田委員から話があった集魚灯についてですが、サン  
マ漁業と兼業している方たちは、集魚灯の取り外しにお金がか  
かるため、そのままの装備でサバ漁業をやってしまう。

今、サバの資源というのは、ゴマサバも含めまして、とて  
も少なくなっています。

私のところでは、7キロワットからシンセサイザーで明か  
りを絞ることができるんですね。簡単な理屈なんですけど、  
海中の深いところまで光が届いてしまうと、単位当たりのサ  
バの密度が小さくなるため、少ない資源で有効に獲るには、  
明るさを絞った方が獲れます。20段階で明るさを分けたと  
きに、私の船では4から5くらいだそうです。そういった努  
力もしています。

もうひとつ今から私が言わせていただきたい意見があり  
ます。これは、まだ他の漁業者の皆さんや漁連が承知してい  
るわけではなく、あくまでも私個人の意見です。

資料の所々に記載がありますが、例えば、資料の4ペー  
ジ、2番の(2)のイにありますように、「この漁業をすること  
ができる船舶の総トン数」という部分の、5行目以降、「た  
だし、平成3年度および4年度に実施した」というところか  
ら「資源管理型漁業構造再編緊急対策事業に残存者として参  
加した漁業者の申請に係る船舶で」という部分に、「新トン  
数適用船舶に関しては150トン以下」という規定があるんで  
す。資料3には、この他にもこの記載が見られますが。

私のところも150トン以下に当てはまる99トンだが、な  
んでこれが、150トンなのかを簡単に申し上げると、サンマ  
と兼業している人たちが、サンマを獲りに行きたいわけなん  
ですね。今、一部からもっとトン数を大きくしてくれという  
意見がありますが、私個人の意見としては、反対をしている  
状況です。

前回の知事許可の更新前の要望調査の時にも、200トン未満にしてくれないかという要望がありましたけれども、海区の場合、日吉委員の方から、伊豆の漁業者の船は19トンの小さい船なので、その10倍のトン数の船と操業するのは危険との御意見が出ていて、近年の漁獲量を考えても、漁獲圧力という観点からも、多少の風でも出れるような船は、私は反対です。現時点で私のところの船でも150トンクラスの船と操業するのは、危険も伴いますし、風の強いときは出なければ良いと言われますが、漁業者としては同業者が操業しているときに休んでいるわけにはいきません。私個人の考えとしては、この記載はいらないと思うんですね。100トン未満で良いと思うんですね。

現に私の地元でも、一隻廃業していて、他の方が代わりにやろうかっていう時に、150トン未満の船が見つからずに諦めたということがありますけど、今、私どもと一緒にサバを獲っている西伊豆の漁業者は、サンマ漁業の兼業を諦めて、船を150トンクラスから29トンの小さい船にすると聞いています。そういう意味では、静岡県では150トンという括りはいらないと思うんですよ。

逆に、サンマと兼業の方たちに、何とかして合わせようというのが過去にあって、トン数制限がどんどん大きくなって、それと反比例するように我々サバしかやらない漁業者はどんどん減ってきてしまって。日本全国で、99トンの船でサバの棒受網、たもすくだけで食べている船は、私どもだけというのが現実です。150トン、200トンの船では、1年を通して、この漁法でサバだけを獲って食っていけるかということと維持費、建材費を含めて、無理です。逆にですね、漁獲圧力を考えたら、小さくする方が理にかなっていると思うんですね。

これはあくまでも私個人の意見ですが、今後は、県漁連などを通じて、この部分を協議したいと考えています。今回はまだ、私個人の意見です。貴重な時間をいただきありがとうございました。

○鈴木会長

他に漁業者委員から御意見ありませんか。

今、橋ヶ谷委員の方から御意見をいただきましたが、段々

と現状と規則とずれが生じてくるのは多々あると思います。それにどのように柔軟に対応していくかも今後の課題かと思えますけど、150 トンにした理由というものはっきりしていくべきだと思いますし、その辺も含めて今後何らかの形で検討していければ良いかなと思います。

それでは、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

○眞鍋委員

少し教えていただきたいのですが、LED にするのは何がよいのか悪いのか、あと、先ほど、明る過ぎると良くないという話がありましたが、結局、どのぐらいの明るさで何をするのが1番良いのか、具体的によく分からなかったので教えていただきたいです。

○高田委員

魚群や潮の流れなどもあるので、明るさは一概にどうとは言えないですね。明るければ良いわけではないです。漁に適した明かりがあります。船があって影を利用して魚を集めるわけで、一概に明かりがどうとは言えないと思います。

島の方で出ている話では、サバ船に限らず、島の近くで操業すると、島から見ると、明るい町のように見えてしまうわけです。

○眞鍋委員

明るければ、魚が獲れ過ぎてしまうのですか。

○高田委員

明るければ、そこに漁場ができるので、魚は集まるわけです。今は資源も少なくなっているので、灯を焚けば燃料もかかるので、明るければ良いわけではないと思います。昔みたいに明るさに頼れば良いわけではないと思います。

○眞鍋委員

LED にすれば燃料の消費は少なくなるんですか。

○高田委員

私の船は LED を積んでいないので分かりません。

○橋ヶ谷委員

色については、私の船では、シンセサイザーを通して、理論上は140万通りぐらいに色を分けることができます。人間の目では追いつかないぐらいの変化も可能です。海水の微妙



な色に対して、船頭が調節しているらしいんですけど。

LEDの性質として、明かりが広まりにくいんですね。LEDはすごく指向性が強いので、その関係で、船の近くを照らすパネルと遠くを照らすパネルを分けていると思うんですよ。そのため、島から見ると、遠くを照らす明かりは、指向性が強いので、余計明るく感じてしまうと思うんですけど。

私がサバ漁業に従事し始めた昭和64年くらいには、伊豆沖に150隻くらいのサバ船が集まったわけですよ。今は、3隻、4隻くらいでLEDを使っています。そのころに比べると明るさは小さいのでは、と考えています。

○眞鍋委員 魚種の違いによって、LEDの色を変えることがあるんですか。

○高田委員 海水の色ですね。

○橋ヶ谷委員 サバの棒受け、たもすくいも浮いてくるサバしか獲らないので、ほとんど混獲のない漁業であり、魚種によって色を変えることはほとんどないですね。光に寄ってくる魚はいますが、光をつけたり消したりするので寄ってはこないです。

○西原委員 水中灯は使っては、いけないんですか。

○橋ヶ谷委員 規則で禁止されているので、使ってはいけないです。  
光だけで無理にサバを集めても、獲れないんですよ。サバはサンマやトビウオほど、走光性が強いわけではないです。少しの光と餌の両方を使わないと、サバをたもですくっている間、船に魚群を留めるのは難しいです。  
養殖とは違い、餌代が補助されていないので、今、経営効率のよい代替の餌を探しています。

○眞鍋委員 知らないことが多く面白かったです。ありがとうございます。

○鈴木伸洋委員 ひとつ教えて欲しいのですが、静岡県側としては、松山さんが御説明されたような事情があるから、定数を7にしたと

思うのですが、もしやりたいよという船が増えた場合、来年また申請して8に戻すことは可能なんですか。

○松山班長

調整のところは、効くはずであります。いろいろな条件はあるとは思いますが、それを調整していくのが行政の場になります。

○鈴木伸洋委員

実情に合わせた形を申請していくのは非常に良いことであります。ただ、せっかく枠が8あったのを7にして、来年8に戻したいというのは、大丈夫なのかと思いました。

最大隻数にはかなりの余裕があつて、キャパシティーがあるのは承知した上の話ではあるんですが、静岡県側からすれば3県で協議する中で、来年増やしたいときにどうなのかとにならないようにしたいという気持ちがあつたので、説明を求めたというわけです。

○日吉委員

先ほど、橋ヶ谷さんにサバの棒受けの話をたくさんしていただきましたが、橋ヶ谷さんが漁業者になられた昭和62年には、一都三県でサバ棒受け網、サバすくい船が、140隻あつたそうです。これを大昔と見るか、つい最近の出来事と見るか、サバはあくまでも自然の生き物であると思いますが、そういうことも問題であると思います。

何を言いたいかという、伊豆諸島に、たった15年前たくさんいたサバが、今はほとんど獲れていない。それをすべて黒潮の蛇行だとか、温暖化だとかいうのは、要因のひとつだとは思いますが、主な要因ではないと思うんですよ。我々が過剰に獲り過ぎていたために、静岡県の漁場がダメになつてしまつたのではないかなと思います。

○田口委員

ひとつ質問なのですが、先ほど、24ページで依頼につなげているということだったので、高田委員がおっしゃっていた集魚灯の光の話は、この議題の1でできそうなことなんですか。

○高田委員

静岡からは出しません。東京都海面からの話です。

- 田口委員                                    そうなんです。ありがとうございます。
- 鈴木会長                                    他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。  
特に御意見等がないようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。
- 各委員                                      異議なし。
- 鈴木会長                                    一都三県連合海区の出席委員についても、事務局案でよろしいでしょうか。
- 各委員                                      異議なし。
- 鈴木会長                                    ありがとうございました。それでは 議題の2 諮問事項のイ 棒受網漁業及びサバスくい網漁業の許可及び起業の認可についてと 議題の3 協議事項のア 棒受網漁業及びサバスくい網漁業の許可及び起業の認可に関する取扱要領については原案の通り了承し、協議事項のイ 一都三県連合海区漁業調整委員会の出席者については、橋ヶ谷副会長、高田委員、私といたします。  
それではここで、10 分間の休憩を取ります。開始は 35 分ということで、よろしくお願ひします。
- (休憩)
- 鈴木会長                                    時間になりましたので、再開をします。  
次の議題に入る前に、日吉委員がいらっしゃいましたので、定置網に漁模様についてお願ひします。
- 日吉委員                                    今日は、遅れてしまい申し訳ありません。定置網の漁模様は水温が少し高いということで夏枯れ、という状態です。たまたま、漁場によっては、アジや大きなサバを獲ったりしていますが、あまり良くはないです。南太平洋のカメとかマンタとかシイラとかがたくさん入って、水族館みたいになっています。

○鈴木会長

日吉委員、ありがとうございます。

続きまして、議題の3 協議事項のウ シラスウナギ採捕の知事許可漁業への移行に係る事前協議について、事務局から説明をお願いします。

○松山班長

水産資源課の松山です。座って説明させていただきます。

シラスウナギ採捕の知事許可漁業への移行に係る事前協議について御説明させていただきます。資料4を御覧ください。

このシラスウナギの採捕許可については、昨年10月の海区委員会において、今年の12月から、シラスウナギ採捕許可の制度が変わることを御報告させていただきました。この新たな許可内容についての諮問は、次回8月の海区委員会を予定しておりますが、今回はその内容案についての事前協議となります。

まず資料の1ページ目を御覧ください。

本県では、水産資源保護のため、静岡県漁業調整規則第36条の体長等の制限により13cm以下のうなぎの稚魚、いわゆるシラスウナギの採捕を禁止しております。

しかしながら、養殖用の種苗を確保することも必要であるため、県内需要を充足することを目的に、県が定めた「県内産種苗の取扱方針」及び「県内産うなぎ種苗に関する取扱要領」に基づき、特別にうなぎ種苗の採捕を許可してきました。

一方、令和2年12月に漁業法が改正されたことに伴い、漁業法第132条に、新たに「特定水産動植物」が規定され、シラスウナギがその対象となりました。シラスウナギの特定水産動植物への摘要は、令和5年12月からとなりますが、従前の種苗採捕の許可ではシラスウナギの採捕ができなくなることから、今年の12月の漁期開始までに、漁業の許可に基づく採捕へと移行する必要性が生じております。

この漁業の許可へ移行するにあたっては、4～6ページに添付しております、「令和3年10月8日付けの水産庁長官通知」において、これまでの、県内の養鰻業者を優先したシラスウナギの供給や採捕数量の制限といった、現行の種苗採捕許可での制限が、適当ではない、ということが明記されました。そのため、今後は、この通知に対応した新たな許可制度

に基づき、シラスウナギ採捕の許可をする必要がございます。

冒頭にも申し上げましたが、このうなぎ稚魚漁業の許可については、これまでと制度が大きく変わることから、事前に内容の案について御協議いただきます。

2 ページ目に移っていただき、御協議いただく内容です。

1 つ目が、新たな許可の取扱方針についてです。現行の県内産うなぎ種苗に関する取扱要領を廃止し、新たな許可に対応した、「うなぎ稚魚漁業に関する取扱方針」を定めます。

現行の要領との主な変更点についてです。

まず1 つ目は、流通ルートです。2 ページの図にもございますが、現行の要領では、採捕されたシラスウナギは、原則として県内の養鰻組合に限定して販売され、県内の養鰻業者に池入されるというように、採捕から池入れまでの流通ルートを規定しておりましたが、今後は、国の方針に従い、県が流通部分で制限できる箇所は出荷先まで、となります。また、この出荷先というのは、決済までの間の一時的な保管場所という位置づけであり、販売先という意味ではございません。

続いて、2 の採捕許可数量です。これまでは県内養鰻組合に属する養鰻業者の池入れ量の範囲内（約 1.7t）でしたが、国の通知に従い、採捕上限を増やす必要があります。今後は県内全ての養鰻業者の池入れ量である約 2.3t を想定しております。

続いて、3 の許可の対象者です。これまでは許可対象は団体に限ることとし、県内の採捕団体（任意団体）に許可を発給しておりました。今後は団体に許可する場合は、法人に限るとなっており、任意団体への許可はできなくなります。

続いて、4 のその他です。1 つ目のポツですが、採捕者の出荷先については県が指定しますが、採捕者本人が、指定した出荷先に、種苗を直接出荷できない（持ち込めない）場合、代理として、出荷業務を委任する者として「出荷代理人」を設けます。採捕してから出荷先にいくまでの流通については、各地区ごとに若干形態が異なっており、少々分かりづらいため、16 ページにありますポンチ絵を御覧ください。想定される流通経路をパターン別に示しております。

まず、流通パターンの①になります。採捕団体で管理する

保管場所がある場合、こちらは主に県西部地区になります。採捕したら、採捕団体で管理する保管場所に直接持っていき、ある程度数がまとまってから計量をし、出荷代理人に委任もしくは自身で出荷先まで持ち込むパターンです。

流通パターン②にいたしましては、採捕団体で管理する保管場所はあるが、出荷先が遠方で宅配便等で出荷する場合があります。こちらは、主に県東部、伊豆地区になります。採捕したら、採捕団体で管理する保管場所に直接持っていき、ある程度数がまとまってから計量をし、出荷先まで出荷をするが、遠方なので宅配業者に出荷代理業務を委任し、出荷先まで運搬するパターンとなります。

続いて流通パターン③です。採捕団体で管理する保管場所がない場合、こちらは、主に県中・西部地区になります。採捕したら、ある程度の量がまとまるまで採捕者個人の自宅で保管し、ある程度数がまとまってから、出荷代理人が管理する保管場所へ自身若しくは運搬代理人により持っていき、計量したのち、出荷代理人もしくは採捕者自身で出荷されるパターンになります。

このように、出荷先までの流通経路が地区ごとに異なっております。少々複雑ですが、出荷先までの流れとしましては、採捕団体への影響も考え、これまでと大きな変更はないような仕組みになっております。

それでは、2 ページの下、4 その他 にお戻りいただき、続いて2つ目のポツですが、方針の中に、「許可の基準」についての規程を追加します。こちらは後ほど説明します。

続いて、3 ポツ目ですが、種苗採捕許可から知事許可漁業へ移行したことに伴い、条文の変更等、所要の修正をしております。

また、採捕した種苗の保管場所の届出や、定期的な採捕状況の報告等は、これまでも要領で定めておりましたが、これらについては、流通透明化等の観点から、引き続き方針に定め、変わらずに実施していきます。

続いて3 ページ目、次回海区においての諮問事項です。こちらも事前に御確認いただき、次回8月の海区委員会で諮問する内容となります。

1つ目が制限措置についてです。静岡県漁業調整規則第11

条において、知事は許可をしようとするときは、漁業種類、許可すべき漁業者の数、操業区域、漁業の時期等といった制限措置を定め公示しなければならない、と規定されております。この制限措置はいずれもこれまでと同等の範囲で、下記の通り設定する予定です。

漁業種類といたしましては、各地区で使用できる漁具はこれまでと同様、許可すべき漁業者の数につきましても採捕従事者数は、各地区昨年と同数以内と考えております。操業区域につきましても各地区これまでと同様と考えております。漁業時期、こちらにつきましても、これまでと同様（12/1～4/30）にしたいと考えております。制限措置（案）の詳細については17ページ以降を御参照ください。

2つ目が、許可の基準についてです。許可の基準とは、許可にあたっては、先ほど説明した制限措置において、許可すべき漁業者の数を公示し、申請を受け付けますが、もし公示した漁業者の数を超える申請があった場合の優先順位になります。こちらについては、採捕実績を考慮し、過去5年の採捕実績の平均値が高い者から順に許可の優先者を決定し、同列の場合はくじで許可者を決定することとしたいと思っております。

最後に今後のスケジュールについてです。

本日の海区で、うなぎ稚魚漁業の許可に関する制限措置（案）、許可基準（案）うなぎ稚魚漁業許可に関する取扱要領（案）を事前に御協議いただきます。

次回8月の海区で、本日事前協議いただいた、うなぎ稚魚漁業の許可に関する制限措置及び許可基準の諮問、うなぎ稚魚漁業許可に関する取扱要領の協議をいただき、答申が得られましたら、9月～10月の時期に、制限措置の公示いたします。また、許可申請に関する説明会、許可申請書類受付を実施します。

10月～11月の時期には、許可申請書類の審査、許可証及び採捕従事者証（腕章）の交付をし、12月からは、うなぎ稚魚漁業許可に基づくシラスウナギ採捕が開始されます。

今後のスケジュールはこのようになっております。

それでは現在の許可内容の案について、御協議をお願いします。

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、正式には、次回の海区委員会で諮問及び協議していただく予定ですが、今回新しく知事許可化を行いますので、内容の案について、事前に御審議をいただきたいと存じます。

○鈴木会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

○西原委員

私は、海区の委員になって初めて、シラスウナギの関係の人と会ったのですが、その理由が隣の団体とのトラブルをなんとかしてくれと。漁協はこの関係に関して、一切触れてはいませんが、ただ組合員にも採捕者が数名がおるので、全く関係ないわけではないと考えております。

この頃話題になっている横流しとか違法操業とかが見られますし、反社関係者にお金が流れているという話もあります。確かに、シラスウナギは高価なものですし、丈夫な生き物であり、密漁もしやすいです。大手は良いが小さい業者はやめていくしかない。シラスウナギは取締がなかなか難しい魚種であり、決め手がないと思います。

西部の採捕団体が大多数を占めているので、東部はあまり関係ないかとは思いますが、昔からこの商売はあって、採捕権利に関して、金銭的な授受もあったと聞いております。

駿河湾の内湾は大したことはないですが、遠州灘は短い期間で稼ぎがすごいので、取り合いになっているのが現状です。そういう面でも、法人化して、採捕者を厳密に管理することが重要です。今は、いろんな人間が入っているのが現状です。

それに対して、知事許可になると、職員の皆さんの法人化のチェックも大変であると思いますが、ここだけは最初のスタートから、きちんとしないと大きなトラブルとなると思います。そこだけは、注意してやって欲しいです。

また、西部の皆さんの意見もぜひを伺いたいと思います。

○内山委員

浜名なんですけど、私も現状をあまり分かっていないです



けれども、浜松市の天竜地区にも採捕団体がありまして、そこは、浜名漁協とは別にやっていると聞いています。

免許的には、会社員といった一般の方にもあるようです。そのあたりは、浜名漁協ではなかなか把握できなくて、天竜地区の方に任せているのが現状であると聞いています。

また、詳しいことを聞いて報告したいと思います。

○松山班長

貴重なご意見いただきましてありがとうございます。

法人化の方は、様々な形がある中で、進めさせていただいております。天竜地区では、法人化のほうが進んでおりまして、話し合いの場を設けまして、今後に向けて進んでおります。

今後につきましては、委員ご指摘のとおり、団体に許可する場合、法人でないと許可を出せませんので、きちんとした形で進めていきたいと思います。

○鈴木会長

漁業者委員の皆様、他にございませんか。

では、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

○鈴木伸洋委員

3点お伺いしたいと思います。

採捕許可数量に関しては、今後は県内全ての池入れ量で調整するのは良いことだと思いますが、採捕許可数量を許可の条件で規定と書いてありますが、どのような意味なのか教えていただきたいです。

あとは、出荷代理人あるいは県内の法人等については、今後審議するとき、事務局の方でしっかりと定義を示していただけるという解釈でよろしいでしょうかということをお伺いしたいです。

○松山班長

まず、数量の部分につきましては、今までよりは若干数量の多い、県内の養鰻業者の池入れ量である2.3トンという形で想定しております。その数量につきましては、採捕許可の条件のところに明記する予定であります。数量違反をした場合には、条件違反をした形になると想定しております。

○鈴木伸洋委員                    そういうような概念として、対処していくということですね。

○松山班長                        出荷代理人の定義につきましては、現在も想定している部分ではありますが、地区によって、許可の仕方が変わって、分かりにくい部分もありますので、その部分もしっかりと定義した上で、御説明できるようにしていきたいと思います。

○鈴木伸洋委員                    法人に関しては、ある程度の定義で固まっていて、ある程度の理解はできますが、出荷代理人に関しては、かなり曖昧性をもっていると、今までのようになる場合もあって、せっかく新しい方向性でこういうものが出来てきている中で、個人的に考えると、水産庁の考え方は難し過ぎていると感じます。

                                      こういうようなやり方で、正當にやっていくことは養鰻にとっても重要なことであると思うんですけど、やはり出荷代理人にはしっかりとした定義が必要だろうと思いますし、静岡県の状況も重要なのですが、静岡県だけの問題ではなく、他の県がどういう進み方をしているのかも重要なことであると思うんですよ。

                                      国際的に日本が、シラスウナギが絶滅危惧種に指定されて、大変な状況になっている中で、こういうような規制をしていますとアピールすることも重要であるとわけですね。だけでも、密輸が起こったりなどして、問題視され、しっかりとしていかなければならないとなっていますが、日本全体のことも考えると他県の状況も含めて審議をしていきたいと考えております。そういう情報がありましたら、また教えていただきたいと思います。

○松山班長                        委員ご指摘のとおりで、今度の漁期から、全国全てで許可漁業に変わり、各県かなり頭を悩ませながら、もちろん情報共有もしながら、進めているというのが現状です。

                                      一方で、静岡県の形に合った基準づくりというのも、重要でありますので、そういう中で進めていきたいと考えています。また、他県の情報等につきましては、皆さんに共有できるようにしていきたいので、よろしく願います。

○鈴木伸洋委員

よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○田口委員

同じような話にはなりますが、2.3トンにしますという県内需要を満たすためということは分かりますが、今後、県外の養鰻業者の方が値段が高くなった場合、そっちに流れる可能性もあるし、その流れは止められないわけですよ。そうすると、静岡県は大丈夫かというのがひとつです。

それから、2.3トンという話であったが、シラスウナギが来るかどうかは、自然条件であるので、もし今後たくさん獲れることがあった場合、2.3トンという制限があるかどうかという疑問があります。

また、2.3トンに達したらやめるというのは、どのように把握していくのか。くろまぐろに関しては、現状すごい努力をしているが、シラスウナギでは、どういう形でやっていくのか教えていただきたいです。

○松山班長

まず、数量の話ですが、最終的の池入れ量という観点もある一方で、県内にやって来るシラスウナギは、川に上って、河川では漁業権対象魚種として獲っている漁協もあります。そういうような資源的な観点も考えなければいけないと思っております。

そういう中で、水産庁からの通知の部分には、上限撤廃を考えながら進めていくとはありますが、我々としては、資源の保護の観点もありますので、根拠のある数字があれば制限してよいというルールとなっておりますので、本県の養鰻業者の池入れ量としております。たくさん来た場合は、どんどん獲れば良いというわけではなく、我々は川のこと考えなければいけませんので、数量は確定しているわけではありませんが、資源のことも考えながら数字を設定したいと考えております。

数量がいっぱいになったときにどのように確認していくかという観点につきましては、本県でも警察や海保と連携しながら取締りやっている中で、枠がいっぱいになった場合には、誰一人として採捕をしていないはずですので、そこを取締まってくるのと、団体に免許を出している中で、互いにど

のように獲っているというのが把握し合っているので、そういう中での取締りを行いながらルールを守っていくという形になると思います。

先ほどの法改正の部分につきましては、シラスウナギは特定水産動植物となり、違法に採捕した場合は罰金三千万円以下と、個人刑では最も高いものとなります。これは、法の改正の目的の元で、こういうものを取り締まる観点も含めながら、検討していこうと思います。

○田口委員

そうすると、出荷先の伝票などを時々刻々と県が集めて、それで、2.3 トンに達したら警報を出すなどの形なんですか。

○松山班長

そうですね。やり方の細かい部分は決めていませんが、マグロのようなことを想定しております。今までもスパンの短い中で、採捕報告を受け取っていましたが、やはりその部分も流通の透明化ということで、今後も引き続き実施していきたいと考えております。

もう一点、今日の話では出ていないんですけども、流通適正化法が、アワビ、ナマコではスタートしておりますが、シラスウナギに関しても、令和7年から適用されます。流通適正化法というのは、獲った生物に番号が付き、その番号を次の流通業者に伝えなければならないというものであります。

先ほど、西原委員からも発言がありましたけれども、シラスウナギ1 個体ずつに番号を付けるわけにはいかないんですが、その辺も水産庁の方でも考えながら、ルールづくりがされています。そういったことも考えながら、流通の体制を考えていきたいと思っております。

○西原委員

1 点補足ですけど、シラスウナギが値段が高いのは年が明けて、1 月までです。なぜかという、1 月までに獲ったものは、7 月の土用の丑の日に間に合うわけですよ。

それ以降のものは間に合わないので値がなくなってしまふ。昔獲れていたときは、そういう形だったのですけれども、これだけ獲れないと、2 月、3 月になっても、値が上がって

いく一方で、池が埋まらないものですから、無理して買ってしまっています。

また、先ほど言ったように、集荷する場所でも、1週間分まとめてとかではなくて、細かい報告が必要であると思います。

○眞鍋委員

浜名湖のウナギは、静岡県のシラスウナギを使っていると聞いたのですが、その2.3トンというのは、十分に供給できている数字なんですか。

また、2.3トンというのは、全国で一律なんですか。そうすると、他県との温度差もある中で、マグロのようなやり取りはあるのかどうか教えていただきたいです。

○松山班長

質問ありがとうございます。現在、県内で獲れたシラスウナギは、県内の養鰻業者に入れなければならないというルールになっておりますが、ただそれだけでは足りない場合もあり、そのときは、他県で採捕されたシラスウナギが入ることもあります。100パーセント県内のシラスウナギのみで養殖を行っているかというところではないです。

先ほどの2.3トンの話ですが、シラスウナギの池入れ量というのは、大臣許可で決められています。各業者ごとに入れてよいシラスウナギの量が割り振られています。本県のその数字をすべて合わせたものが2.3トンであり、他の県は、許可枠の数量はもっと多い所もありますし、こちらは静岡県の養鰻業者を考えたものであります。そもそも、数字の設定の仕方というのは、県ごとに違うものですから、異なる部分もあるのが現状になっております。

○眞鍋委員

浜名湖うなぎというのは、100パーセント県内産のシラスウナギというわけではないと思うのですが、だいたい県内産ですか。

○松山班長

時期にもよると思います。静岡県のウナギには、短期養殖と長期養殖があり、土用の丑の日に合わせて、その年に獲れたシラスウナギを半年間で大きくして出す養鰻業者さんと、1年以上かけて成長させ出荷する養鰻業者さんがいます。

短期養殖の業者さんは、1月までに池入れを行わないと、間に合わなくなってしまうものですから、県内でシラスウナギが取ればもちろん入れますが、数が足りないと、経営上そういうわけにはいかないのです、他県のものを入れるという形になっております。もちろん養鰻業者さんは、できるだけ県内のシラスウナギを使いたいという気持ちはあります。

○眞鍋委員

消費者はどうやったら分かるのですか。

○松山班長

今現在は、食品表示上決められてはいないので、消費者は分からないと思います。

○眞鍋委員

短期と長期についてはどうですか。

○松山班長

時期的な問題としか言えないと思います。よく言われるのが、骨が細いものが短期のものとなります。この時期では短期が多くなると思われます。

ただ、この時期に値段が高くなるわけで、長期養殖のものも出荷されるわけですので、見た目ではなかなか分かりにくいかと思います。

○眞鍋委員

値段が違うわけですか。

○松山班長

そこは、それほどでもないと思います。

○安間委員

立場上、私が承知しているのは天竜川水系と太田川水系でなんですが、先ほど西原委員が言われたように、そこには曖昧な部分ありますので、そこをしっかりと精査して欲しいと思います。

出荷代理人についても、もう少し分かりやすく明示して欲しいです。例えば、しっかりやっているところもあると思いますが、いい加減なところは地元の漁業組合が出荷代理人をやるとか、法人化に関しても、法人の組織がしっかりとしていれば良いのですが、していない場合は、ある程度管理がしっかりとしている漁協さんが代理でやるとか、そういうこともできないかなと思っております。

曖昧さのことでいうと、法人化に対しても、しっかり身元が分かるような明確な事務手続きをして欲しいと思います。よろしく願いいたします。

○田口委員

ひとつお聞きしたいのですが、許可の基準で、過去の採捕量が多かったという書き方をすると、許可を欲しいからと言って、一人の人が頑張って獲ってしまい、早い者勝ちみたいになってしまわないですか。

○松山班長

許可の基準につきましては、シラスウナギは、鮮魚とは違いそのもの自体を食べるわけではなく、種苗として必要なものですから、ちゃんと獲れる人という意味合いがあり、「過去の」という表現にしております。

数量のところは、今までも各団体ごとで割り振って枠を設けていたのですが、今後も同じ方向で考えております。各地区ごとで獲れる時期、獲れない時期もありますし、数が増える部分につきましては、マグロのように留保枠を持って、ちゃんとやっている人には追加の枠を与えるというやり方もあると想定しております。

○田口委員

漁業者の数としては、個人はみんな法人の会員になるという考え方になっていくんですか。それとも、法人の中で数量を割り振っていくという形になっていくんですか。

○松山班長

法人もしくは個人ということで、法人化できない場合には、個人への許可というのもあり得ますが、その場合は個人の数となります。許可が出るのは法人のみですが、その先で獲れる人数を規定するという事で考えております。

○田口委員

個人ごとで、数量の割り振りがあるんですか。

○松山班長

法人または個人ですので、法人であれば法人、個人であれば個人として想定しております。法人の枠の人数が、達しなかったとしても、その法人に対して、枠を与える形となります。

個人の部分については、今まで団体で枠を定めておりまし

たので、枠を個人のほうに均等割りするのか、どのようなやり方ができるのか、現在検討中であります。

○田口委員

分かりました。ありがとうございます。

○内山委員

浜名湖に関して、浜名漁協は漁業者が免許を持っているのですが、漁協ではなくて、法人を作らなければいけないんですか。

○松山班長

法人で想定していましたが、今現在は、浜名湖については法人化が難しく、個人でお願いをしたいという要望が出ております。

浜名漁協さんは、他の地域とは異なり、共同漁業権の中で、メッコ網という一般の方が使えない漁具で行っているものですから、そういう中でも、採捕団体の皆様と協議を進めております。

○鈴木会長

他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。このことについては、また次回詳しくやるということで、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○鈴木会長

ありがとうございました。それでは協議事項のウシラスウナギ採捕の知事許可漁業への移行に係る事前協議について、原案のとおり了承します。

続きまして、その他の事項について、事務局から説明をお願いします。

○松山班長

前回の委員会で、報告事項の「定置保護区域の設定について」、鈴木伸洋委員から御質問のあった件について、説明いたします。

それでは、その他の部分で、前回6月8日の海区で伸洋委員から御依頼いただきました「保護区域を設定した意味合い」について、設定した根拠がある程度分かったものがありますので、この場を借りて皆様にお伝えいたします。



保護区域をここに設定した根拠については、皆様に資料の最後、カラー刷りの2枚を配布しています。タイトルが定置保護区域と海底地形との関係（例）となっているものです。

これは海上保安庁のうみしるという海洋情報を公開しているホームページが元になっています。うみしるでは、共同、区画、定置漁業権について位置や免許内容が反映されるようになっており、本県から海保にデータを提供してきて、その上でこういった図が作られています。漁業権以外にも、お示ししているように等深線ですとか、漁港区域や港湾区域など、海に関する情報を重ねながら見ることができるページになっております。

この、海しるの図に保護区域を青の点線で書き足したものが本資料となります。

1枚目を御覧ください。こちらは定第8号、9月1日に日吉委員に免許予定のものです。等深線が50mおきに入っていて海底地形が分かるようになっているところに、定第8号の漁場区域を赤い線で、保護区域を青い破線でお示ししています。

定第8号は網の片側に保護区域があるタイプです。ちなみに2枚目の図のように、県内には両側に保護区域があるタイプと2種類あって、担当の者が、海底地形と合わせてみた結果、理由が見えてきたのでご説明いたします。

前回の海区では日吉委員から、定置網の近くには大きな谷があるという御発言をいただいております。定第8号の南側には岡というか盛り上がった部分があるのでその手前、丁度定置の辺りに魚がたまります。定置の沖、それから更に北側は谷になっていて流れに沿って魚が集まるような形になっています。

これが片側に保護区域がある場合の設定根拠であると思われる。こちらについては、後ほど、日吉委員から御意見をいただきたいと存じます。

2枚目のものは、河津にある2つの定置網です。こちらは図に落としてみると、右側の引いた方の図で見た方が分かりやすいですが、丁度谷の上に定置がありまして、保護区域はその両側にかかっています。流れがどの方向から来ても、こういった地形では谷に魚が集まりやすくなり、これを定置で

漁獲するからここに設定しているのだなと解釈した次第です。

時間の関係で漁業者さんに個別聞取りはしておりませんが、その前に図面に落としてみて分かった部分について、この場で報告させていただきます。

以上よろしく申し上げます。日吉委員、御意見、補足等あればよろしく申し上げます。

○日吉委員

私のところは、サビキ釣りを行わなければ、そんなに定置には影響ないと思います。オキアミを蒔かれてしまいますと、魚道が止まってしまうので。それ以外はそんなに問題ないかなと、私は思っております。

そうはいつでも、先日も述べましたけども、神奈川県との境の伊豆山漁場には、そういう船も見られますが、静岡県下の漁業者は地元の所属の船が多少ルアー釣りをやろうとも気にしないと思います。ただ、時々、そういう船もあるので、なるべく問題が起こらないようにしています。

○西原委員

保護区域の中で、刺し網とかの漁業は、日吉さんが許可すれば他の人はやってもいいんですか。

○松浦主査

松浦から説明します。今度から海区指示になりますが、今の許可内容としては、知事許可漁業の刺し網はできないが、漁業権者さんと調整がついて許可ができればやってもいいよとなります。

ただ、自由漁業を禁止しているものではないものですから、そういう意味では許可漁業のみが対象になります。

○日吉委員

許可漁業というのは、まぐろの曳き縄はやってはいけないのですか。

○松浦主査

まぐろの曳き縄は自由漁業であるのでルール上はできてしまいます。

○日吉委員

ほぼ網漁ということですか。

- 松浦主査                                 そうですね。船曳とか知事許可の刺し網はできないとなっております。
- 鈴木会長                                 ありがとうございました。最後に事務局から次回の開催についてお願いします。
- 池谷主幹                                 はい、次回開催について御報告させていただきます。次回は8月24日（木）、静岡県庁での開催を予定しております。主な議題としましては、諮問事項　うなぎ稚魚漁業の許可について、等を予定しております。よろしく申し上げます
- 鈴木会長                                 次回海区については、8月24日（木）ということですので、よろしく申し上げます。  
                                                   以上をもって、本日予定していた議事は全て終了しました。それでは事務局に進行をお返しします。
- 伊藤事務局長                            鈴木会長、長時間にわたる議事進行ありがとうございました。  
                                                   最後に皆様に1点、情報提供がございます。  
                                                   会議資料と別にカラー刷りの「森は海の恋人　水の循環研究会成果報告書」という資料を配付させていただきました。  
                                                   この資料について、同研究会の委員長である鈴木伸洋委員から簡単に御紹介をお願いいたします。
- 鈴木伸洋委員                            こちらは、くらし環境部の環境政策課が作成したのですが、森は海の恋人水循環研究会というのが、3年前に形成されて、駿河湾シミュレーターというものを作成するのを目的として活動しておりまして、現在の駿河湾の栄養状態がどうなっているのかとか、1980年代の栄養状態と比べてどうなっているのか、黒潮大蛇行があった場合と無かった場合で、駿河湾の栄養状態はどのように変化するのか、そういうものをシミュレートできるものを静岡県が作りましたということで、ご案内申し上げます。また、興味があればお問い合わせいただければと思います。  
                                                   これについては、水産・海洋局の方もこれを作るのに参画しておりますので、そういう協力を得たことをお礼申し上げます

たいと思います。

局長ありがとうございました。

○伊藤事務局長

ありがとうございました。

それでは、以上で第 22 期第 18 回静岡海区漁業調整委員会  
を閉会いたします。

(終了 16 : 00)

上記議事録の正当なることを認証するため、議長及び議事録  
署名人として署名押印する。


令和5年7月21日

議長 鈴木 精 

議事録署名人

西原 忠 

議事録署名人

田口 さつき 



分本



法

